

参考様式第5-1号

7 田 農 第 416 号
令 和 7 年 5 月 8 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

田村市長 白石 高司

| | |
|-------------------|-------------------------------------|
| 市町村名 (市町村コード) | 田村市 (211) |
| 地域名 (地域内農業集落名) | 下大越地区 (戸ノ内,小久地,原洞,下町,田子屋,入三洞,川柏) |
| 協議の結果を取りまとめた年月日 | 令和7年4月17日 (第2回) |

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

市内南東に位置し、船引町に隣接する。磐越東線がほぼ直線で通っており、その周りに緑豊かな水田と農地が広がる。水稻を中心として、畜産、葉たばこ、露地野菜を組み合わせた複合経営が営まれている。近年では、小麦などの生産も取り組まれている。農業者は兼業農家や高齢者が多く、今後は農業者の後継者不足による離農数の増加と、それによる耕作放棄地の増加が予想される。
比較的平坦な土地が多いが不整形な農地が分散しており、集積が進んでいない地域がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻を中心に生産し、遊休農地については中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金を活用し、維持管理を行う。
葉たばこ廃作地が遊休化していることから、新たな土地利用型作物(畑作振興作物)の導入を検討する。
兼業農家の休日の農業時間の改善や農業耕作(田・畠)部会等の設立の声が上がっている為、地域農業を維持していく組織作りを検討する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

| | |
|----------------------------------|-----------|
| 区域内の農用地等面積 | 241.97 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積 | 241.97 ha |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】 | ha |

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

区域内の農用地等を、農業上の利用がおこなわれる区域として、保全・管理を行っていく。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

規模縮小や離農等の意向がある農用地については、認定農業者等を中心に、借受意向がある農業者へ集積を進める。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

農地の出し手・受け手双方の意向を把握しながら、関係機関と連携して農地中間管理機構の活用を図っていく。

(3) 基盤整備事業への取組方針

「農地中間管理機構関連農地整備事業」などを活用し、集積・集約化を進める。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

地域内の農地を守るため、機械の共同化を進める。

後継者不足の課題があるため、新規就農希望者は積極的に受け入れ、地域の担い手として育成する。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

現状、農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組を行っていないが、地区内で活用できるか検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

| | | | | | | | | | |
|-------------------------------------|-----------|-------------------------------------|-------------|--------------------------|---------|--------------------------|----------|--------------------------|------|
| <input checked="" type="checkbox"/> | ①鳥獣被害防止対策 | <input type="checkbox"/> | ②有機・減農薬・減肥料 | <input type="checkbox"/> | ③スマート農業 | <input type="checkbox"/> | ④畠地化・輸出等 | <input type="checkbox"/> | ⑤果樹等 |
| <input type="checkbox"/> | ⑥燃料・資源作物等 | <input checked="" type="checkbox"/> | ⑦保全・管理等 | <input type="checkbox"/> | ⑧農業用施設 | <input type="checkbox"/> | ⑨耕畜連携等 | <input type="checkbox"/> | ⑩その他 |

【選択した上記の取組方針】

①イノシシ等による農作物被害があるため、電気柵、箱罠、くくり罠等を設置するほか、市担当部署や実施隊等が連携して被害低減を図る。

地域による鳥獣被害対策の集落点検マップ(侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等)づくりや、連絡網の整備や新たな捕獲人材を募集し、地域で育成していく。

⑦中山間や多面的活動により農用地等の保全管理をしていく。